

# 草創期の広島の新新聞



わが国の新聞の歴史は幕末期から始まるが、いわゆる地方新聞が出現するのは、明治になって数年が経過した後である。

広島県での草創期そうそうきの新聞は、活版印刷が導入されるよりも前の明治四年(一八七二)に始まっており、その頃はむしろ雑誌に近い形状のものであった。その後、活版印刷の普及とともに次第に新聞らしい体裁が整っていったが、明治時代の前半までは、広島での地方新聞は経営的に極めて苦しく、しばしば廃刊・改題・再発行を繰り返している。

一般的にいつて、新聞のような刊行物は、書籍に比べると大切に保存されることが少なく、今では発行された現物の全てを見ることが困難なものも多い。

また、残されているも保存状態が良くないことが多く、マイクロフィルムやデジタル複製などの代替処置が不可欠である。

今回の収蔵文書紹介では、当館が所蔵する草創期の広島広島の地方新聞を紹介する。ほとんどは経営的に成功しなかったが、これらの新聞は、地方における文明開化の一翼を担っていたと言えるものである。

## 参考文献

- 熊見定次郎「広島に於ける新聞紙」、『尚古』第二年第一号、明治四二年二月)
- 『中国新聞八十年史』(昭和四七年五月、中国新聞社)
- 『広島県史 近代1』(昭和五五年三月、広島県)

# 日注雑記

明治四年(一八七二)十二月〜明治五年(一八七三)一月

広島で最初に発行された「新聞」。明治四年十二月に、広島藩の儒者だった山田養吉(十竹)が広島県の新聞局において発刊した。「日注雑記」が主タイトルであるが、脇に「広島新聞」と銘打たれている。新聞とはいふものの、雑誌形態をしており、もちろん発行も毎日ではなかった。この頃は、広島で活版印刷が始まる以前であり、本文には木製の活字が使用されている。

「日注雑記」は県の公報的性格を強く持っていたと考えられており、また、内容は、速報性のあるニュースより民衆の啓発に主眼があり、表紙見返しにの緒言の中で、「世ノ在様ヲ知ラセ目的ノ着ク様ニト此日注雑記ヲ編ムナリ」と述べられている。

表紙には「定価 銀一匁三分」とあるが、県内の町村には無料で配付されていたらしく、村役人を勤めた家に伝存していることがある。

「日注雑記」は経営的に成り立たなかったためか、明治五年の一月に第二号を出しただけで廃刊となった。



# 日注雑記 表紙見返し

緒言  
天地間ニ生モノハ翼ヲ飛モノ云々四足ヲ走モノ云々  
ト云足ヲ手ニツク口横長テ自ラ萬物ノ靈ト誇ルモノヲ人  
云折彼ノ飛モノ走モノハ春夏秋冬ノ氣味辨ヘ夫々己ノ生  
ヲ過セ人ト云モノ世ノ氣候ノ易リタルヲ知ラズカクト暮ラ  
己ノ一生モ樂ニ過スヨリタラズ萬物ノ靈ト誇ラズ飛モノ走  
モノヲテハ氣ノ毒ト云カラサレ在様ヲ知ラセ目的ノ着ク様  
此日注雑記ヲ編ムナリ馬車ヤ蒸氣シヤ消息ガ遅ヒ懸テ置  
ヤ電信機ト小娘ガ歌ヘド消息ヲ報ズルハ電信機ヨリ速ナルハ  
ナシ目的ヲ着ケル此雑記ヨリ早キハナシ四方ノ諸君子目的  
ヲ思ヒ只管電覽ヲ願ト云云

日注雑記第二号 明治五年申正月

○當縣元学校助教片岡仲五ト云人本邦文典ヲ著シ人々ニ假字五十音ノ用法ヲ知ラシメン為兼テ其稿ヲ起シ居タリシガ昨年十一月初旬頃早々卒業致スヘキ旨縣ヨリ囑アリタリ此レハ漢洋混然テ外國ノ字ヲ以テ記シタル書ヲ悉ク假字ニ譯シ四民一般読ミ易キ様ニトノ至意ノ由此片岡氏ハ佐伯郡石内村八幡宮社附山田某ナル者ノ孫半馬昨未十二歳ノ時ヨリ皇學ヲ好

緒言  
天地ノ間ニ生ルモノハ翼ニテ飛モノノ之ヲ鳥ト云四足ニテ走ルモノノ之ヲ獸ト云足ニツク手ニツク口横長テ自ラ萬物ノ靈ト誇ルモノノ之ヲ人ト云抑彼ノ飛モノノ走モノハ春夏秋冬ノ氣候ヲ弁ヘ夫々己ノ一生ヲ過セトモ人ト云モノ世ノ氣候ノ易リタルヲ知ラズカクト暮シテ己ノ一生モ樂ニ過スコトアタワズ万  
物ノ靈ト誇ナガラ飛モノノ走モノノ二劣リテハ氣ノ毒ト云カラサレ在様ヲ知ラセ目的ノ着ク様ニト此日注雑記ヲ編ムナリ馬車ヤ蒸氣シヤ消息ガ遅ヒ懸テ置タヤ  
電信機ト小娘ガ歌ヘド消息ヲ報ズルハ電信機ヨリ速ナルハナシ目的ヲ着ケル  
ハ此雑記ヨリ早キハナシ四方ノ諸君子目的の附ケ葉ト思ヒ只管電覽ヲ願ト云爾

「緒言」として、「日注雑記」を刊行する目的が述べられている。都都逸(?)のような俗謡(終わりから四行目の「馬車ヤ」のくだり)が書かれていたりして、新旧の事物習俗が入り混じった明治初年の時代の気分を醸し出している。

### 小田県新聞

明治六年(一八七三)一月

明治六年一月より小田県庁のあつた笠岡で発行され、小田県域に含まれていた福山地  
方でも売られていた。価格は二銭で、刊行頻度は、月一回程度である。

この時期の広島県の新聞と同じく木活字を使った雑誌形態のものである。ただし、広  
島県のものとは異なり、仮名は平仮名・変体仮名が使われ、漢字は行草が混在する書体  
であった。なお、ごく一部に、小田県の布達類に使われた楷書体活字が使われていると  
ころがある。

第一号の冒頭には、「文明開化の世には新聞がなくてはならない」という趣旨のこと  
が書かれている。

明治六年一月 小田縣新聞 第一號 新貨 二銭

新聞紙の世に裨益ある固より余輩の喋々として  
はたす我儀中 小田縣の如き昔日の野風一變  
して漸次文明開化の域に及ぶと蓋し人々唯  
新聞紙の出づるを以て識者或を去て白壁の  
激派とひたし一二人の有志者と固くは譽を  
す但文のつたなきは俗の卑劣自らかへりみる  
ふいとぬあらばと云爾

紀元二千五百卅三年一月 新聞社中誌

### 小田県新聞の紙面

途中で楷書体へと文字が変わっているが、これは、小田県の布達類に用いられたもの  
と同一の木製活字である。記事の内容は、深津郡の石井英太郎が西洋訳書二〇〇巻と地  
球儀を私費で購入し、地元の啓蒙所に寄付したことを伝えている。福山地方では、廃藩  
置県より前に、篤志家らによつて普通教育機関である啓蒙所が設けられていた。  
石井英太郎は深津郡の名望家として知られ、後に初代の県会議長となつた人物である。

の大膽敢むる一保なうら成も其所ををらずめ  
捕られ命を其主へ返す事なりと云ふは  
遷卒の功と云へ

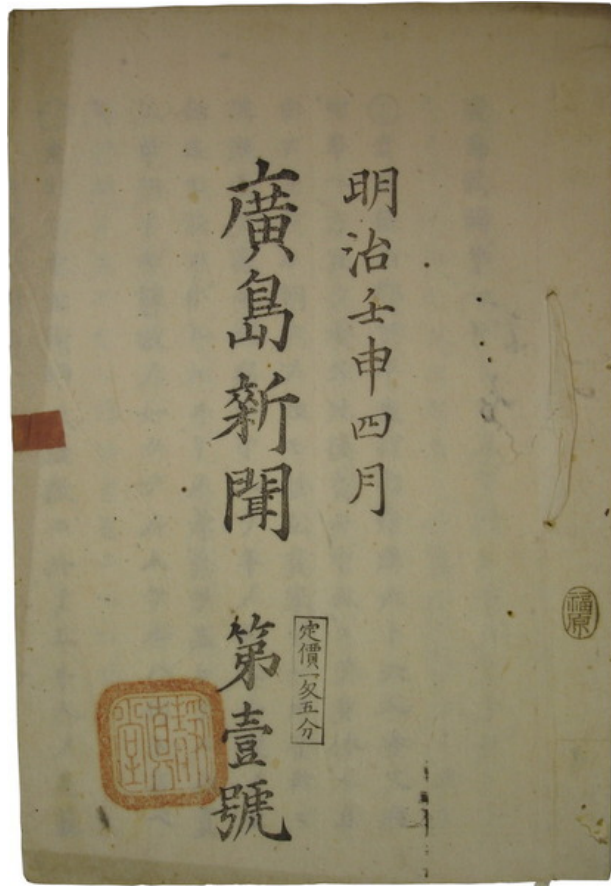
○高津縣下備後國深津郡石井英太郎自  
ら奮て金二百圓西洋譯書二百巻地球儀一其  
區啓蒙所へ投せ其願を左小記

民間教育ノ道ヲ開度儀私亡父武右衛門積年ノ  
宿志ニ候處時未得其機終ニ不果其志私儀其緒  
ヲ繼述シ今 太政御維新百度興起ノ盛時ニ遭  
上舊福山藩聽郷校ノ御世話被爲在昨春又啓蒙  
社ノ擧アリ自ラ謙劣不敏ヲ顧ミ一意從事周  
旋スト雖モ素ヨリ短才非識實効ヲ奏スル事能  
ハス方今文部省ヨリ天下一般ノ學制御時則被  
仰出就テハ當御縣廳ニ於テモ殊ニ學ノ教育ノ  
御世話被爲在先般懇々御説諭ノ書御頒行ニ相  
成伏テ又覆拜誦シ未段縣廳養々教育ニ注意シ  
一日千秋ノ思ヲナヌ云々ノ御章ニ至リ不覺落  
涙潜々嗚呼縣廳如此ノ渥キ爲下者亦頑冥故株  
ヲ守リ自ラ甘シ候事有ヘカラサルノ事ナリ  
側聞頃日備中高梁有志ノ面々疾ク縣旨ヲ奉戴

### 広島新聞（木活字）

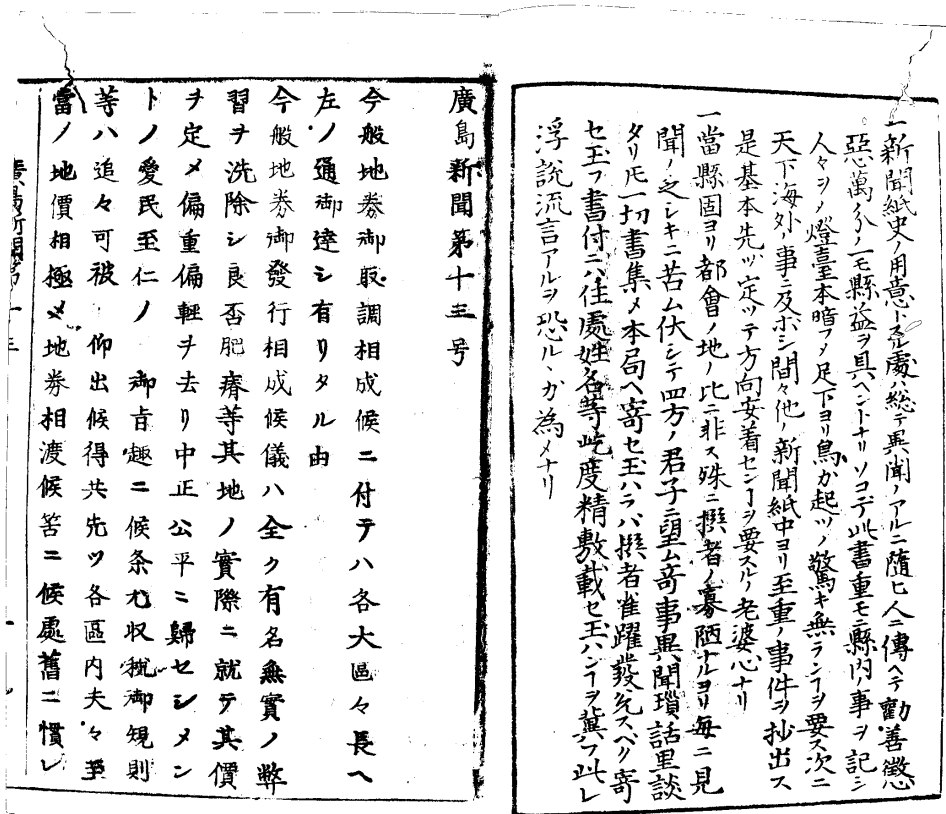
明治五年（一八七二）四月、明治六年（一八七三）

「日注雑記」が廃刊された後を受けける形で発刊された新聞。内容と体裁は、「日注雑記」とほぼ同じで、実態は、県庁が発行しているようなものであったらしい。定価は少し上がって一匁五分とされている。西洋小間物商の静真堂が「売弘所」とされている。この「広島新聞」は、月に二、三冊発行され、「一冊」で終わった。「日注雑記」よりは長く続いたが、やはり経営的に苦しかったようで、明治六年には廃刊となっている。この後、広島での新聞発行はしばらく途絶えることになる。



### 広島新聞 表紙見返し

「日注雑記」の緒言に比べると実務的な文章であるが、新聞の役割が国民の啓発にあったことが窺える。また、掲載記事は自前で用意するだけでなく、他の新聞からの抄出もあり、読者からの情報提供も当てにしていたらしい。



新聞紙史ノ用意ニ在リテ、其間アルニ隨ヒ人傳テ勸善懲惡、萬分ノ一モ縣益ヲ具ヘントナリコト此書重モ縣内事ヲ記シ人々ヲノ燈臺本暗クノ足下ヨリ鳥カ起ツン敬告キ無ラニテ要ス次ニ天下海外事ニ及ボシ聞々他ノ新聞紙中ヨリ至重ノ事件ヲ抄出ス是基本先ツ定ツテ方向安着セシヲ要スル老婆心ナリ一當縣固ヨリ都會ノ地ノ比ニ非ス殊ニ撰者ノ寡陋ナリ毎ニ見聞ノ乏レキニ苦ム伏シテ四方ノ君子頭ニ奇事異聞瑣語里談タリ凡一切書集メ本局ヘ寄セ玉ハハ撰者催躍致スバク寄セ玉フ書付ニ佳處姓名等此度精敷載セ玉ハニテ冀フ此レ浮説流言アルヲ恐ルカ為メナリ

広島新聞第十五号  
今般地券御取調相成候ニ付テハ各大區々長ヘ左ノ通御達シ有リタル由  
今般地券御發行相成候儀ハ全ク有名無實ノ弊習ヲ洗除シ良否肥瘠等其地ノ實際ニ就テ其價ヲ定メ偏重偏輕ヲ去リ中正公平ニ歸セシメン  
トノ愛民至仁ノ御旨趣ニ候条凡取御規則等ハ追々可被仰出候得共先ツ各區内夫々至當ノ地價相極又地券相渡候答ニ候處舊ニ慣レ

広島新聞(活版、真報社)

明治十年(一八七七)二月(同三月)

# 廣島新聞

明治十年三月十日 土曜日 第十號

光緒二十三年

## 官令

本年一月第貳號ヲ以テ民衆賑濟ノ儀布告儀  
 成右ハ會計年度ノ都合モ有之ニ付本年七月  
 〇〇施行候儀ト可心得此旨布告候事  
 明治十年二月廿四日 右大臣岩倉具視

## 縣廳錄事

縣甲第十七號  
 今般廣島英語學校廢止ニ付當縣へ受繼廣島  
 野英學校ト稱セ本月三日ヨリ授業候儀此旨  
 布達候事  
 明治十年三月五日 廣島縣令藤井勉二

公立師範學校事務係 岡村純一郎  
 三月二日分

廣島縣英學校教員并副校長 大村 央  
 同教員 大深真雄 宮原直登 田口謙吉

村井岩吉 同事務係 西村益三

## 煙波小言

蘇子韓曰天下ノ患ハ其然ルヲ知ラズレテ然  
 ルヨリ大ナル一ナレト吾曹鹿兒島縣ノ景况  
 察スルニ廣瀨以來政令ノ一ナラカク教化  
 齊カラサルニ一ニ獨立國ヲ存出シ我カ版圖  
 外ニテハ其ノ如ク然リ而シテ其縣治條例官  
 員配當ハ他ニ同一ニシテ而シテ士族ノ頑固  
 ナル人民ノ未開ナル風俗ノ遺弊ナル隱然封  
 建ノ餘跡ヲ踐履シ某黨ト云ヒ某派ト云ヒ或  
 ハ帝制以テ我カ武ヲ張リ或ハ結髮以テ其舊  
 ナ守シ慄悍猛烈以テ全島ニ冠タルニ足リ舉

止勳作以テ輿論ヲ撻搥セントス况ヤ天下ノ  
 名望ヲ荷ヒ天下ノ功勳ヲ負フ西郷氏ナルモ  
 ノハ跡ヲ草野ニ遺ク情ヲ丘墓ニ擲シ人皆  
 其欽仰匪爪如何ヲ説フ此ニ年アリ幸コソナ  
 猛風ノ喘ク無ク怪雲ノ昇ル無キニ際會シ人  
 ナレト虎踞龍蟠ノ思想ヲ抱カシム是所謂憂  
 フ可キノ勢アリテ憂フ可キ形無キナリ嗚呼  
 此良民社會ニ於テ何等ノ妨害ヲ生ヒンヤト  
 吾曹積年愁眉ヲ此ニ開クコト能ハヤリシカ今  
 ヤ政府ニ向ヒ尋問ヲ口實トシ暴徒嗚集シ官  
 兵ニ抗戰スルノ點ニ於テハ所謂亂臣割據四  
 分五裂是之ヲ代ツノミナリ於此乎有田川宮  
 ナ督府トシ征討ノ令ヲ布キ恐レ多クモ西京  
 へ御駐榮親ク其事務ヲ御裁別アリハ所謂  
 天子一旦怒其剛明ノ威ヲ奮ヒ天下ヲシテ  
 明ニ人主ノ立ツ所アルヲ知ラシメハナリ虎  
 龍ノ將校驍健ノ兵卒縱橫馳驅正々ノ旗ヲ翻  
 シ堂々ノ陣ヲ張リ賊軍日ニ滅シ勝報日ニ聞  
 シ所謂知者ハ其謀ヲ效サンテ爾ハ勇者ハ其  
 死ヲ致サンコトヲ樂ミ縱橫軍略爾ヲ可ナラ  
 シム所ナレバ此ニ於テ此ヲ見レハ其然ルヲ知  
 ラスナレバ然レ所以ノ患ハ吾曹之ヲ今日ニ論  
 閉シテ其民社會ニ於テ積年愁眉ヲ開クコト  
 ナ得クナリト况ヤ賊兵退守ノ氣ヲ生シ官軍進  
 撃ノ勢アリテ巢穴ニ衝突スル其快近キニア  
 ルヘレ嗚呼子言カ策略一篇ノ文ハ仁宗ノ優  
 矣不振ヲ痛嘆シテ當時ノ國弊ヲ説キ吾曹之  
 ナ反シテ今日ノ形勢ヲ此文ニ附シ此策ニ合

広島新聞としては、おそらく初めて活版印刷を使用したもの。明治10年(1877)2月  
 に広島市塩屋町(現在の中区紙屋町・大手町)の真報社より刊行された。四面から成り、新  
 聞らしい体裁にはなっているが、文字組みなど、まだ、こなれていない印象がある。中  
 三日をおいて四日に一度発行されたが、12号を出したところで廃刊となった。  
 この号では、冒頭に「官令」、「県庁録事」などの公告的記事を置き、その次に社説と  
 もいうべき論説文「煙波小言」が掲載されている。



広島日報

明治十二年(一八七九)七月、明治十五年(一八八二)五月

定時刊行

廣島日報

明治十四年十月二十六日 水曜日 第六百五十六號 太陰曆辛巳九月大日祭已 昨二十五日晴 寒暖計正午七十度

公報

管内傳染患者一週前(自十月十四日)報告第四拾一回 虎列刺患 四五 患 五二 患 一八 赤痢全 三三 患 西全 三七一 患 一

論説

政府が民権家を一掃スルノ風説ハ信ズルコト足ラズ 人アリ矣時聞ヲ期シテ山嶺ニ至ラント欲セバ必ズヤ樹根

夫レ惟ミルニ我邦ノ政体ハ世人モ既ニ熟知セラル、ガ如ク政權ハ常ニ二三有司ノ掌中ニ収メテ其ノ美ナラザルニアラザレバ其實ハ全然專制政治ノ姿ナリシカハ愛國ノ志士ハ何トテ速カニ立憲ノ政体ヲ確立シ名實相稱ヒタル君民共治ニ致サント一向ニ勉メテリキ然ルニ我ガ叙聖至

仁ナル天皇陛下ハ深ク全國ノ情状ヲ察シ玉ヒテ實ニ明治十四年十月十二日ヲ以テ明治二十三年ヲ期シ國會ヲ開設スト勅ヲ給ヒシ其ノ全文ハ日報前日ノ紙上ニ掲載セル所ヲナレバ讀者諸君ハ必ズ既ニ知ラセラルモト信ズ我僑僑ニテ勸諭ヲ授ケルニ其ノ明治二十三年即チ今ヨリシテ十年ノ日子ヲ経過スルハ甚ダ長シト雖ハ人民ノ久シク專制政治ノ下ニ屈伏シ政治上ノ思想未ダ充分ナラザルモノアルガ故ニ若シ其不充分ナル此ノ人民ヲシテ卒然大敵ニ參與セシメテラシムルニハ或ハ反テ政治ト支障ヲ來スコトアラソクモ測リ難クレバ是ヲ以テ之レ二十年ノ尤モ長キ日子ヲ與ヘ漸次ニ政治上ノ思想ヲ發達セシメントノ叙慮ハ外ナラザルニ似たり然ラントハ我僑ハ皇恩ノ至仁優渥ナルヲ感戴セザル可ケンヤ

熱心ナルモノハ專制政治目的トスル有司ニ取ツテハ障得トモナル可ク蛇蝎ノ如ク畏ル、ナル可クレバ苟クモ明治二十三年ニハ國會ヲ開設シ立憲政体ヲ實際ニ施行セラル、目的ナリトセハ猶更ニ人民ヲシテ權利ヲ伸揚セシメ政治上ノ思想ヲ養成セザル可カラズ然ラバ則記者辨士ノ如キハ勿論荷クモ民権ヲ伸張セント欲スル者ハ即之レカ先導者ニシテ眞ニ世ノ爲メ尤モ益有テ聊カ害ナキモノト謂フ可シ然ルニ我僑頃日奇々怪々ノ報ヲ得タリ何ツヤ曰ク廣島日報ハ我僑ニ報道シテ曰ク「統計院幹事矢野文雄太政官少書記官牛場卓造大藏省尾崎行雄ノ諸君ハ十三日辭表ヲ出サレシガ直チニ其使ヘ開届ケノ辭令書ヲ渡サレ又外務御用掛委任取扱津田純一君ハ其ノ政府ノ意見ヲ異ニスル旨ヲ諭サレ即日免職ト爲レリ又開ク所ニ據レバ野應義整等ヨリ出身セシ向ハ勿論荷クモ是迄官吏中ノ民権家ト言ハル、人ハ盡ク一掃セラル、見込ミナリト云フハ誠トカレト記者之レガ信僑ニ保セズ我僑僑ニ之レヲ保スルヲ得シヤ然リト雖ハ聞クカ如クシハ此等ノ諸氏ハ密ト記者辯士或ハ民権家其人ナリト而シテ各諸氏ノ中或ハ官海ニ出デ、ヨリ未ク幾干ノ日子ヲ経過シテ復長官ニ墮落セシハ果シテ何等ノ理由ナル乎我僑甚ダ感ツ所ナキト能ハス以是推スルハ彼ノ民権家ヲ一掃セラル、ノ説モ亦ク無根ノ風説ナリトシテ一抹ニハ附ス可カラザルモノ、如

広島県で最初の日刊新聞。発行元は介川社。のち、広島日报社と改名したが、旧広島藩士が作った同進社に買収された。県の統計書によれば、発行部数は、最も多いときで、20万部を超えている。典型的な紙面の構成は、一面から公告類・本県録事・論説・雑報・寄書・広告・物価・社告となっている。発行者の立場は概ね保守的であったが、自由民権運動の影響を自然に受けていたためか、この号の論説では、民権の伸長は国安に害がないと主張している。のち、板垣退助襲撃事件に関し、政府の高官の関与云々という東京からの通信を掲載したために発行禁止となった。

# 藝 備 日 報

第 三 第 日 曜 白 日 三 月 九 年 五

○ 官 令  
 陸軍部 陸軍大臣 三條實美  
 明治十五年八月廿一日  
 工部省 工部大臣 木高行

○ 縣 令  
 廣 島 縣 令 千 田 貞 義  
 明治十五年八月廿一日

○ 廣 島 縣 令  
 第五百六十二號 前略  
 第五百六十三號 前略  
 第五百六十四號 前略  
 第五百六十五號 前略  
 第五百六十六號 前略  
 第五百六十七號 前略  
 第五百六十八號 前略  
 第五百六十九號 前略  
 第五百七十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第五百七十一號 前略  
 第五百七十二號 前略  
 第五百七十三號 前略  
 第五百七十四號 前略  
 第五百七十五號 前略  
 第五百七十六號 前略  
 第五百七十七號 前略  
 第五百七十八號 前略  
 第五百七十九號 前略  
 第五百八十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第五百八十一號 前略  
 第五百八十二號 前略  
 第五百八十三號 前略  
 第五百八十四號 前略  
 第五百八十五號 前略  
 第五百八十六號 前略  
 第五百八十七號 前略  
 第五百八十八號 前略  
 第五百八十九號 前略  
 第五百九十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第五百九十一號 前略  
 第五百九十二號 前略  
 第五百九十三號 前略  
 第五百九十四號 前略  
 第五百九十五號 前略  
 第五百九十六號 前略  
 第五百九十七號 前略  
 第五百九十八號 前略  
 第五百九十九號 前略  
 第六百號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百零一號 前略  
 第六百零二號 前略  
 第六百零三號 前略  
 第六百零四號 前略  
 第六百零五號 前略  
 第六百零六號 前略  
 第六百零七號 前略  
 第六百零八號 前略  
 第六百零九號 前略  
 第六百一十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百一十一號 前略  
 第六百一十二號 前略  
 第六百一十三號 前略  
 第六百一十四號 前略  
 第六百一十五號 前略  
 第六百一十六號 前略  
 第六百一十七號 前略  
 第六百一十八號 前略  
 第六百一十九號 前略  
 第六百二十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百二十一號 前略  
 第六百二十二號 前略  
 第六百二十三號 前略  
 第六百二十四號 前略  
 第六百二十五號 前略  
 第六百二十六號 前略  
 第六百二十七號 前略  
 第六百二十八號 前略  
 第六百二十九號 前略  
 第六百三十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百三十一號 前略  
 第六百三十二號 前略  
 第六百三十三號 前略  
 第六百三十四號 前略  
 第六百三十五號 前略  
 第六百三十六號 前略  
 第六百三十七號 前略  
 第六百三十八號 前略  
 第六百三十九號 前略  
 第六百四十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百四十一號 前略  
 第六百四十二號 前略  
 第六百四十三號 前略  
 第六百四十四號 前略  
 第六百四十五號 前略  
 第六百四十六號 前略  
 第六百四十七號 前略  
 第六百四十八號 前略  
 第六百四十九號 前略  
 第六百五十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百五十一號 前略  
 第六百五十二號 前略  
 第六百五十三號 前略  
 第六百五十四號 前略  
 第六百五十五號 前略  
 第六百五十六號 前略  
 第六百五十七號 前略  
 第六百五十八號 前略  
 第六百五十九號 前略  
 第六百六十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百六十一號 前略  
 第六百六十二號 前略  
 第六百六十三號 前略  
 第六百六十四號 前略  
 第六百六十五號 前略  
 第六百六十六號 前略  
 第六百六十七號 前略  
 第六百六十八號 前略  
 第六百六十九號 前略  
 第六百七十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百七十一號 前略  
 第六百七十二號 前略  
 第六百七十三號 前略  
 第六百七十四號 前略  
 第六百七十五號 前略  
 第六百七十六號 前略  
 第六百七十七號 前略  
 第六百七十八號 前略  
 第六百七十九號 前略  
 第六百八十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百八十一號 前略  
 第六百八十二號 前略  
 第六百八十三號 前略  
 第六百八十四號 前略  
 第六百八十五號 前略  
 第六百八十六號 前略  
 第六百八十七號 前略  
 第六百八十八號 前略  
 第六百八十九號 前略  
 第六百九十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第六百九十一號 前略  
 第六百九十二號 前略  
 第六百九十三號 前略  
 第六百九十四號 前略  
 第六百九十五號 前略  
 第六百九十六號 前略  
 第六百九十七號 前略  
 第六百九十八號 前略  
 第六百九十九號 前略  
 第七百號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第七百零一號 前略  
 第七百零二號 前略  
 第七百零三號 前略  
 第七百零四號 前略  
 第七百零五號 前略  
 第七百零六號 前略  
 第七百零七號 前略  
 第七百零八號 前略  
 第七百零九號 前略  
 第七百一十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第七百一十一號 前略  
 第七百一十二號 前略  
 第七百一十三號 前略  
 第七百一十四號 前略  
 第七百一十五號 前略  
 第七百一十六號 前略  
 第七百一十七號 前略  
 第七百一十八號 前略  
 第七百一十九號 前略  
 第七百二十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第七百二十一號 前略  
 第七百二十二號 前略  
 第七百二十三號 前略  
 第七百二十四號 前略  
 第七百二十五號 前略  
 第七百二十六號 前略  
 第七百二十七號 前略  
 第七百二十八號 前略  
 第七百二十九號 前略  
 第七百三十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第七百三十一號 前略  
 第七百三十二號 前略  
 第七百三十三號 前略  
 第七百三十四號 前略  
 第七百三十五號 前略  
 第七百三十六號 前略  
 第七百三十七號 前略  
 第七百三十八號 前略  
 第七百三十九號 前略  
 第七百四十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第七百四十一號 前略  
 第七百四十二號 前略  
 第七百四十三號 前略  
 第七百四十四號 前略  
 第七百四十五號 前略  
 第七百四十六號 前略  
 第七百四十七號 前略  
 第七百四十八號 前略  
 第七百四十九號 前略  
 第七百五十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第七百五十一號 前略  
 第七百五十二號 前略  
 第七百五十三號 前略  
 第七百五十四號 前略  
 第七百五十五號 前略  
 第七百五十六號 前略  
 第七百五十七號 前略  
 第七百五十八號 前略  
 第七百五十九號 前略  
 第七百六十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第七百六十一號 前略  
 第七百六十二號 前略  
 第七百六十三號 前略  
 第七百六十四號 前略  
 第七百六十五號 前略  
 第七百六十六號 前略  
 第七百六十七號 前略  
 第七百六十八號 前略  
 第七百六十九號 前略  
 第七百七十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第七百七十一號 前略  
 第七百七十二號 前略  
 第七百七十三號 前略  
 第七百七十四號 前略  
 第七百七十五號 前略  
 第七百七十六號 前略  
 第七百七十七號 前略  
 第七百七十八號 前略  
 第七百七十九號 前略  
 第七百八十號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第七百九十一號 前略  
 第七百九十二號 前略  
 第七百九十三號 前略  
 第七百九十四號 前略  
 第七百九十五號 前略  
 第七百九十六號 前略  
 第七百九十七號 前略  
 第七百九十八號 前略  
 第七百九十九號 前略  
 第八百號 前略

○ 廣 島 縣 令  
 第八百零一號 前略  
 第八百零二號 前略  
 第八百零三號 前略  
 第八百零四號 前略  
 第八百零五號 前略  
 第八百零六號 前略  
 第八百零七號 前略  
 第八百零八號 前略  
 第八百零九號 前略  
 第八百一十號 前略

公 判  
 裁判官 廣島縣令 千田貞義  
 被告 門田 平三  
 原告 門田 平三  
 裁判官 廣島縣令 千田貞義  
 被告 門田 平三  
 原告 門田 平三

社 説  
 本報設立の旨意  
 前段既、陳々たる如く、本報ノ設立ハ世ノ風潮ノ刺戟  
 成タルモノナリ本報ノ目的ハ此ノ風潮ヲ矯正スルコトナリ  
 讀者ハ必ズ之ヲ了解セラレシメテ之ヲ支持スルコトナリ  
 明上復々多辨ヲ要セズト雖モ未ダ餘意ノ盡クシテモナ  
 レバ今之レヲ摘シテ果シテ果シテ果シテ果シテ果シテ果シテ  
 公事ナリ若シテ政府ニシテ果シテ果シテ果シテ果シテ果シテ  
 モノナラバハ假ヒ論旨中成ハ誠意ノ点アルモ是レ論議  
 上ノ誤謬ニ止リ論者ハ自ラ真心ニ對シテ其ノ論議ハ皆  
 ハハ之レヲ答ヘシ之レヲ反シテ假ヒ其ノ論議ハ皆  
 ニ金科玉律ト爲スモ論者ノ胸中迄未ダ私心ヲ挿入スル  
 アラハ是レ道徳上ノ罪人ニシテ世間公明ノ士ハ決シテ之  
 レヲ容レズトシ日本人民タルモノニ誰カ同感ニシテ  
 コアラザン誰カ人民ノ幸福ヲ祈ラザン誰カ外國ノ侮  
 辱ヲ忍ラザン彼レ自由黨ト謂ヒ改進黨ト謂フモ畢竟  
 フラ然レ同感ヲ喚ビ民權ヲ呼ビ自由ヲ叫ブハ皇室ノ爲  
 メ盡スルニシテ人民ノ爲メ計ルコト憲法ノ精神ナリ  
 日頻リニ論議ヲ進スルハ皇室ノ爲メ盡スルコト憲法ノ

広島日報が発行禁止となったあと、同進社が名前を変えて発行した新たな新聞。与党帝政党を支持する立場をとったが、経営的には安定せず明治17年(1884)で一旦休刊。再開したあとは、県の布達類の掲載が認められたため、ある程度の購読者を得たらしいが、やはり経営が悪化し、明治21年(1888)で廃刊となっている。





芸備日日新聞 二面

日 二 月 二 十 二 ( 奉 ) 第 一 千 九 百 八 十 三 号

新開會集の期定

新開會集の期定
新開會集の期定
新開會集の期定
新開會集の期定
新開會集の期定

東京特設電報

東京特設電報
東京特設電報
東京特設電報
東京特設電報
東京特設電報

Table with multiple columns containing financial data, including entries like '東京特設電報', '東京特設電報', and various numerical figures.

東京特設電報
東京特設電報
東京特設電報
東京特設電報
東京特設電報

ニュースと言える新聞記事は、二面に掲載されている。左端は、閉じたときの折り目部分であるが、今の新聞とは異なり、このようなところも天気予報などの小さな記事で埋められている。

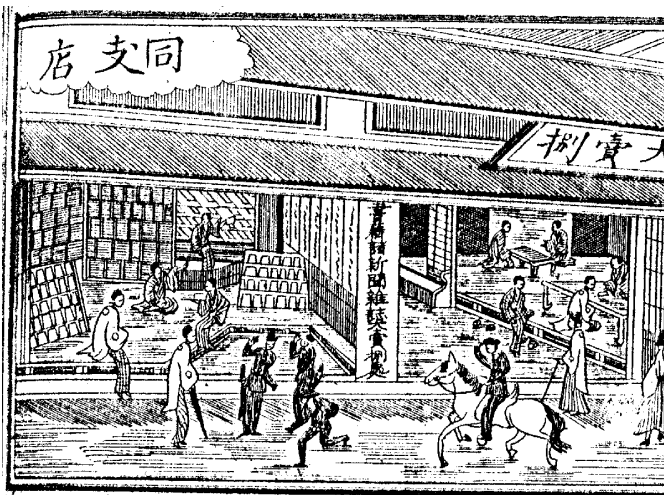
芸備日日新聞 三面



●東京特設電報  
 ▲議會開會日數  
 ●報電坂大  
 四月十九日水曜 三月十九日水曜  
 五月五日金曜 三月廿五日金曜  
 四月廿二日土曜 三月廿二日土曜  
 五月九日土曜 三月廿九日土曜  
 四月廿九日土曜 三月廿九日土曜  
 五月十六日土曜 三月十六日土曜  
 四月十六日土曜 三月十六日土曜  
 五月廿三日土曜 三月廿三日土曜  
 四月廿三日土曜 三月廿三日土曜  
 五月三十日土曜 三月三十日土曜  
 四月三十日土曜 三月三十日土曜  
 五月三十一日土曜 三月三十一日土曜  
 四月三十一日土曜 三月三十一日土曜

三面には、挿絵入りの連載読み物などがあり、購読者層の広がりと、新聞としての営業的成功を感じさせる。

うりさばき  
 明治10年代の広島市内の新聞売捌処



明治前期広島の地方新聞1部の値段

新聞名	創刊時期	価格
日注雑記	明治4(1871).12	銀1匁3分
広島新聞(木活字)	明治5(1872).4	銀1匁5分
小田県新聞	明治6(1873).1	2銭
広島新聞(真報社)	明治10(1877).2	1銭8厘
広島新聞(興風社)	明治10(1877).11	1銭5厘
広島日報	明治12(1879).7	1銭2厘
芸備日報	明治15(1882).9	1銭5厘
芸備日日新聞	明治21(1888).7	1銭5厘
安芸津新報	明治22(1889).6	1銭3厘

当時と今の物価を単純に比較することは難しいが、新聞の値段はおおよそ今と同じくらいであった。ただし、頁数を考えれば、かなり割高である。

明治初期には、今のような宅配制度が整っておらず、購読者には郵便で新聞が届けられていたが、広島市内には新聞を直接販売する店もあった。看板には「書籍諸新聞雑誌大売捌処」とある。(『広島諸商仕入買物案内』明治16年(1883))

安芸津新報 明治二十二年(八八九)六月(明治二十六年(八九三)末)

# 安芸津新報

明治二十二年六月一日(火曜日) 第五千九百九十九号  
発行所 安芸津新報社  
印刷所 百々正印刷

**安芸津新報** (通称) 安芸津新報  
 本報は、明治二十二年六月一日(火曜日)に創刊された。発行所は安芸津新報社、印刷所は百々正印刷である。本報の創刊は、地方の政治結社である「政友会」の機関紙として行われた。本報の発行部数は1000部ほどで、あまり多くはなかったらしいが、明治24年(1891)に政友会が解散してからはたちまち経営が悪化し、明治26年(1893)に廃刊した。廃刊前に社長と意見が合わず退社した政友会の幹部らは、後に「中国」を創刊し、やがてこれが中国新聞となる。

本報の創刊は、地方の政治結社である「政友会」の機関紙として行われた。本報の発行部数は1000部ほどで、あまり多くはなかったらしいが、明治24年(1891)に政友会が解散してからはたちまち経営が悪化し、明治26年(1893)に廃刊した。廃刊前に社長と意見が合わず退社した政友会の幹部らは、後に「中国」を創刊し、やがてこれが中国新聞となる。

明治20年(1887)に旧藩主浅野氏が作らせた地方政党「政友会」の機関紙として刊行された(この「政友会」は、地方の政治結社であり、後の立憲政友会とは関係ない)。発行元の安芸津新報社は広島市袋町にあった。なお、社名・新聞名の「安芸津」は、広島市の古称にちなんだもので、今の安芸津(東広島市安芸津町)を指しているわけではない。

もともと発行部数は1000部ほどで、あまり多くはなかったらしいが、明治24年(1891)に政友会が解散してからはたちまち経営が悪化し、明治26年(1893)に廃刊した。廃刊前に社長と意見が合わず退社した政友会の幹部らは、後に「中国」を創刊し、やがてこれが中国新聞となる。